

原子力規制委員会

平成30年度第1回政策評価懇談会

原子力規制庁

原子力規制委員会

平成30年度第1回政策評価懇談会 議事録

1. 日時

平成30年7月19日（木）10:00～12:02

2. 場所

原子力規制庁13階会議室B・C

3. 出席者

飯塚 悦功 東京大学名誉教授 公益財団法人日本適合性認定協会理事長
城山 英明 東京大学公共政策大学院教授 東京大学大学院法学政治学研究科教授
鈴木 基之 東京大学名誉教授
田尾健二郎 前国家公安委員 元広島高等裁判所長官
町 亞聖 フリージャーナリスト

事務局

安井 正也 長官
荻野 徹 次長
大熊 一寛 総務課長
杉本 孝信 政策立案参事官
神田 忠雄 監査・業務改善統括調整官

4. 配付資料

資料1 平成29年度 原子力規制委員会 年次報告の概要
資料2-1 平成29年度実施施策の政策評価の概要
資料2-2 平成29年度実施施策に係る政策評価書（案）
資料3 平成30年度実施施策に係る事前分析表（案）
参考資料1 平成30年度第1回原子力規制委員会政策評価懇談会委員名簿
参考資料2 原子力規制委員会におけるPDCAの統合的運用について
参考資料3 平成29年度実施施策に関する事後評価等の実施計画

- 参考資料 4 原子力規制委員会政策評価基本計画（平成29年度～平成31年度）
- 参考資料 5 原子力規制委員会第1期中期目標（平成29年3月改定）
- 参考資料 6 原子力規制委員会平成29年度重点計画（政策体系を含む。）
- 参考資料 7 原子力規制委員会平成30年度重点計画（政策体系を含む。）
- 参考資料 8 原子力規制委員会の政策評価について
- 参考資料 9 平成30年度行政事業レビュー外部有識者ヒアリング対象事業
ロジックモデル
- 机上配付 年次報告

5. 議事録

○大熊総務課長 それでは、定刻になりましたので、これより平成30年度第1回原子力規制委員会政策評価懇談会を開催させていただきたいと存じます。

私、総務課長の大熊でございます。冒頭進行を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

議事に先立ちまして、まず配付資料の御確認をさせていただきたいと存じます。

議事次第の資料、1枚紙の下半分、4ポツとしまして、配付資料の資料番号、また資料名を記載しております。資料を席に配付させていただいておりますが、時間の関係もございませ、一つ一つ読み上げて確認することは省略させていただきたいと存じますが、途中でも結構です、もし過不足ございましたら事務局にお申しつけいただければ幸いです。

続きまして、委員の方々の御紹介をさせていただきたいと存じます。

参考資料1に委員名簿もつけさせていただいております。順次御紹介をさせていただきたいと存じます。

まず、東京大学名誉教授の飯塚悦功先生でいらっしゃいます。

次に、東京大学公共政策大学院教授の城山英明先生でございます。

東京大学名誉教授の鈴木基之先生でございます。

前国家公安委員でいらっしゃいます、田尾健二郎先生です。

そして、フリージャーナリストの町亞聖先生です。

どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日の議事の進め方、議事の項目について、冒頭確認だけさせていただきたいと

存じます。

議事次第の資料の3ポツに議事と記載してございます。

まず、1項目めといたしまして、原子力規制委員会の最近の動きについて、事務局から御説明をさせていただき、委員の先生方から御質問、御意見を頂戴できればと考えております。

次に、議事の(2)と(3)が政策評価法に基づく政策評価に関する項目でございます。

まず、(2)が事後評価というものでございます。政策評価法によりまして、行政機関は所掌に係る政策について評価し、その結果を反映させなければならないということが法律上定められております。原子力規制委員会の平成29年度の実施策に係る政策評価書の案について、資料に基づいて事務局から説明申し上げますので、御議論、御意見を頂戴できればと考えております。

その次、議事の(3)にございますのは、こちらは30年度実施施策に係る事前分析というものでございます。こちら資料に基づき説明をさせていただき、御議論をお願いしたいと考えております。

この2点が法律に基づく御審議事項ということになりますが、最後に、議事の4番目といたしまして、原子力規制委員会の政策評価に関連する取組、最近の新しい取組を含めて、事務局からこちら御紹介をさせていただきたいと存じます。こちらについても御意見をいただければと考えているところでございます。

それでは、これから議事に入っていただきたく存じますが、まず、座長の選任という手続がございます。こちらにつきまして、昨年度に引き続きまして、鈴木委員をお願いしたいと事務局としては考えてございますが、委員の皆様方、いかがでございましょうか。

(異議なし)

○大熊総務課長 それでは、恐れ入ります。よろしく願いいたします。

以後の進行は鈴木座長をお願いしたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○鈴木座長 それでは、この第1回の政策評価懇談会、議事を進めさせていただきたいと思っております。御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

議題1、先ほど、大熊課長のほうから御紹介がありましたように、原子力規制委員会の最近の動きについて、これにつきまして事務局から資料の説明、これをお願いしたいと思います。よろしくどうぞ。

○安井長官 原子力規制庁長官の安井でございます。

本日は、大変お暑い中、またお時間、お忙しい中、来ていただきまして誠にありがとうございます。昨年のこの場でも議論がございましたけれども、急に個々の部分の評価に入る前に、一体、規制庁、規制委員会は大きい方向性はどこにプライオリティーと重点を置いていて、そして、具体的にどういう動きをしているんだというところがまずつかめる必要があるという御指摘がまず前回の大きな論点だと思っておりますので、そういう趣旨に沿うようなやり方で御説明を申し上げたいと思います。

また、今年の1月でございましたが、委員長以下とも意見交換をしていただいておりますが、そのときの基本的な価値観を反映した形で御説明をいたしたいと思います。

資料といたしましては、お手元資料1の、この紺色の帯の資料でございますが、本当は、詳細はこちら側の分厚い資料（年次報告）のほうなんでございますが、ただ、これでは味気ないので、このパワーポイントのほうで御説明をさせていただきたいと思います。細かく一つ一つ追うことはいたしませんので、飛び飛びにはなりますが、よろしく願いをいたします。

まず、4ページ目をお願いいたします。規制委員会は、今日もこうやってYoutubeでやっておるように、常に独立性あるいは中立性を重視してやってきたわけですが、先般の懇談会の場でも、もっと地元自治体の方々との接触を増やしたほうがいいんじゃないかという御指摘をいただいております。それで、実は、前委員長のときからも少し自治体にも行かせていただいていたんですけれども、昨年の、平成29年11月に委員会をやりまして、そして、規制委員がサイトを見に行った際に、あわせてその、印象も含めて御地元の首長さんとか自治体とお話をする機会を持つとうということを決めまして、現更田委員長は昨年9月になっておるんですけれども、その後、玄海発電所で1回、それから、実は今年度になってからでございますけど、福井県もんじゅの関係で1回やらせていただいております。国会期間だったので、あんまりハイピッチではできなかったんですけど、これからも続けてまいりたいと思っております。

それから、二つ目でございます。これは急に体制整備って書いてございますけど、大きい流れを申し上げますと、規制委員会ができましたのが2012年でございまして、それから約4年がたちました2016年1月に国際機関IAEAの総合規制レビュー、IRRSというのを受けてございます。それは基本的には福島の後、あの反省をどう生かしたんだというのは国際的な社会の大きな問題意識でして、その後、自分たちが、我々ですね、規制庁、規制委員会の取組や枠組みがどんなものなんだということで総合的レビューを受けました。規制機関

として独立したこととか、あるいは基準を整備して一生懸命やっているということは、これはまあよしとしつつも、あわせて大きな点で以下の2点の、ほかにもあるんですけど、主要な点2点の指摘を受けてございます。それは日本の検査制度、原子力発電所なんかの検査制度は、どっちかというと最初に用意されたチェックリストみたいなものを一個一個見ていって、どっちかという、その形式的という言葉は変ですけど、その決まった、決め事をチェックするというものにはなっているけれども、もっとリスクというんですか、安全上の重要度を重視したやり方に変えるべきじゃないかという、国際的スタンダードは今そうなっておりますので、それを目指すべしというのが1点。

それから、もう1点も、ほかにもございますけれども、やはり今の検査制度を実行するためには、人員の体系的教育制度というんですか、人員を外から確保するのは大事ですけど、中の職員をきっちり育成していくということも大事でして、そうしたものをしっかりやるべしと。

それから、ちょっと色は変わるんですけども、どうしても日本だと、原子力発電所みたいなものに目が集まりがちなんですけれども、数で言うと、放射性物質を扱う、RIと言うんですけど、放射性物質を扱う施設がたくさんあるものですから、これらについては泥棒ですね、盗取・テロ関係のセキュリティ関係の対策、その他も含めて、全体としてはリスクの、最大リスクは、それはもちろん原子力発電所は大きいですけども、そういったものにも力を入れるべしと、こういったような3点、その他を含めた指摘を受けてございまして、これに対応するというのが29年度の大きな我々の行動軸でございました。この実は指摘は、ちょうど規制庁、規制委員会としては、どうしても世の中では設置許可のところには皆さん目が行きがちなんですけれども、発電所なり原子力施設は安全に運転を続けるというのでなければ、その結果的安全が実現されないと。つまり許可とか認可とかというのは、いろいろ言っても手続問題でありますので、その後の発電所をしっかりと監視していく、あるいは事業者に取り組んでもらう、取り組ませる、ここの部分なしには実質的安全が達成されないの、そこにだんだんかじを切っていく、ちょうどそのやさきにIRRSから、今の申し上げたような、特に検査制度を中心とした指摘を受けたと、こういう時代感の中で29年度という年度があったというふうにお考えいただければと存じます。

6ページ目でございます。それを受けましたものですから、実はこれは28年度にかなりの準備をいたしまして、そして、29年4月14日、だから昨年度の冒頭ですね、に原子炉等規制法その他関係法令の改正というのを国会にお願いいたしまして、成立をさせていただ

きました。その主たる論点はここに書いてございますように、先ほど私が申し上げたような点でございますね、検査制度もここにございますし、それから、廃止措置というのは、原子炉をつくることばかり考えるんじゃなくて、最初につくったときから実際これはどういうふう廃止するんだという方針を明らかにすると、こうしたものも織り込んだ炉規制法の改正。後で出てまいりますけれども、RI法の改正というのをあわせてやらせていただいて、まず、法律的枠組みの準備をいたしてございます。それで、この法律的枠組みをもとに、特にこの後続けて幾つか申し上げますけれども、検査制度の準備というものに強く力を入れて取り組んでまいったわけでございます。

検査制度というのは、12ページに飛ぶんですけれども、まず、従来のプラントを見る際に、もちろん大体のことはわかってるだけじゃ、やっぱりだめで、その現場に即して、こっちのほうがリスクは高いんじゃないのかとか、ここについてはもっと考えるべきじゃないかという指摘をしていかなきゃいかんものですから、ただここに、この厚さが何cmとか、この項目はできてるかというのをチェックするより、やっぱり技術力がうんと要ります。したがって、規制人材の育成というものを、検査制度を中心に検討を始めまして、今では審査・検査、防災、それから、あとRIとか、そうしたものにも含めまして、まず大きな検査の人材育成制度を組み上げようというのが、この29年度に大きく取り組んだ事業でございます。ここの12ページに中央制御室のパネルの絵が出てますけど、これはうちの、ここの20階にございまして、シミュレータをつくりまして、それで今、稼働率は非常に高いんですけれども、これで職員の研修をしております。現場の職員だけじゃなくて、実はここにいる次長なんかも、このパネルで運転のスタートアップ訓練したり、やっぱり実務に、我々も、上の者もやる、現場の人もやってもらうと。それで、できるだけ現実的なイメージを持っていただくという道具も導入し、大体、今、うちの組織全部で1,000人なんですけれども、この審査とかなんとかの、この資格を得る人を大体550人ぐらい最終的に確保しようと思ってまして、3年間に1回ぐらいの資格更新制度を導入しておりますので、毎年毎年そのぐらいのペース、だから200人ぐらいの規模ですね、のペースの人材のフローベースの教育を続けていけるだけの枠組みをつくるというのに大変尽力したというのが1点でございます。

それから、検査制度というのを大きく導入するんですけれども、この検査制度は、今ここに細かい専門的なことは書いてございませんけれども、日本の制度ではなくて、最も世界で進んでいるのはアメリカだと言われております。そこで、アメリカにこういうものが、

何か紙で読むだけじゃだめだということで、米国NRCとの協力関係を構築いたしまして、日本から1期1年5人ずつか、だから、往復10名の職員を現地アメリカの規制機関と一緒にアメリカの原子炉施設の検査活動に随行させてもらって現場でそのノウハウを学ぶと。これは大きく考え方を換えようとしておりますので、やはり単にペーパーだけではなくて、そこまでやろうということで実行してございます。検査制度の改善は、今年の10月から、実はトライアルというのを始めます。まあテストですね。これを各事業所でやって、最終的には来年度の半ばから施行ということになりますが、非常に大きな取組として、私どもとしては一生懸命やっているというところでございます。

それから、許認可と言われてもという、だけじゃないんですが、言っておきながらあれですけど、6ページのほうにいろんな許認可の案件を挙げてございます。発電所では29年度にやったものが大飯の3・4号と柏崎6・7号ということになってございますが、それ以外には、大学なんかにある研究用の原子炉ですね、こちらの手続をほぼ完了してございます。それから、燃料加工会社というのがあるんですけど、こうした今までどちらかという発電所ばかりに光が当たっておりましたが、それ以外の関連、小さいけれど、数はたくさんある。で、何というんですかね、一個一個の施設が特別仕様なものですから、似てないのて手間はかかるんですけど、こちらのほうもかなり進めさせていただいたと。

一方で、廃炉の関係の議論を大分進めました。原子力発電所関係では、今、廃炉の話が大分出ておりますが、あわせて、29年度では、高速増殖炉もんじゅの廃止措置計画というのを出したりしております。原子力発電所は6基分出しまして、それから、それに加えて高速増殖炉もんじゅということで発電所関係が七つと。それから、その他小さい施設で計6件の廃止措置計画の認可をします。これで、もんじゅのほうは今月の終わりからだったと思いますけれども、具体的に燃料、ちょっとあそこ構造が複雑なんですけど、中間層というところにある燃料体を普通の水プールへ搬出するという作業を開始、近々するということまで話は来ております。とりあえず、あの施設は初めてのあれなんで、丁寧にやりながら、何しろ燃料さえ炉心から抜けてしまえば、一般社会に対するリスクは大幅に下がりますので、これをまずリスクに着目して、そこを早く実現しようという取組方をしております。

それから、8ページでございます。これはRI法放射線障害防止法関係ですが、先ほど申し上げたように、放射線障害防止法の対象施設は原子力発電所から見れば、もうリスクとしては限定されます。しかしながら、数も多いし、それから、海外では、こういうRIを、

盗取、取るということですね、をしたことが原因で何らかのテロ行為が行われるんじゃないかという議論はかなり行われているものですから、今般、法律改正をいたしまして、セキュリティ関係のいろんな措置をとっていただく、あるいはセキュリティ、泥棒に限らず事故なんかがあったときの報告ルールを整備するというようなことをいたしましたし、また、立入検査のルールなんかも整備をしております。ちなみに、セキュリティ関係の対策をとっていただく事業所数が大体500強、それから、事故報告をしていただく対象になるのが約8,000というぐらいに考えていただければと思います。かなり裾野の広いものでございますし、事業所も、事業者も、やっぱり電力会社みたいな超大型企業とは限らないので、丁寧な周知徹底をしていくという取組を今しておるところでございます。

10ページ目でございます。規制庁、規制委員会にとって原点であり、また、絶対に忘れてはならない重要業務が福島第一のリスク低減であります。

お手元に配ってございます年次報告で間に紙が挟まっているページがあると思います。48ページ、49ページでございます。ここに、この規制委員会、私どもは中長期リスクマップというのをつくってございまして、それで大体取り組んで、リスク上取り組むべきものというのをこの、僕らマイルと呼んでるんですけど、この四角に書いて年度展開を書くと、こういうやり方をしてございました。それで、これは平成27年からずっとこれをやってるんですけど、見ていただくと、かなり緑色のところが増えております。かなり進んだと思ってください。それで、大分進んだものですから、今年、2017年の中途から次のバージョンへ移行いたしました。それが次のページのこの48、49でございます。これはまた次のバージョンに移行したので色塗っているところは少ないですけど、これもまた順次やっていくということになります。ちょっとこれを事細かにやっているとあれなんですけど、大きく言いますと、発電所の中の使用済燃料、まず大変心配された使用済燃料が原子炉の上のほうにあるという話がありましたが、1号～4号までは被災炉なんですけど、4号分はもう完全になくなっています。今、3号分が、施設準備がほぼできたんで、ちょっと今トラブってるんですけども、これももう今年の夏か秋には撤去が始まるというところまで来ます。したがって、この3号と4号をやると、まず使用済燃料の、それなりに心配というリスクはかなり縮小すると思っていいただいたらと思います。

もう一つは、いつもよく新聞やテレビなど出てました汚染水です。これは各建物の地下のところ、当初、もう水がががが入れたものですから、非常に濃度の高い水が大量にたまっておったんですが、周りの地下水位を下げながら、建物の中の水位を下げるという

作業を実はしております、一応、もくろみとしましては、あと2年、2020年のうちには、タービン建屋って言うんですけど、ある特殊な領域を除くと、ほぼ大体の水をなくしちゃうという計画になって、概ねスケジュールに乗って今進んでおります。この二つができますと、物理的リスクとしては、つまり放射性物質を環境に出しちゃうという心配はかなり減るということでございまして、この二つが非常に大きな柱として去年も、そして今年も強く監視をしながら、東電にやらせておるといのが大きなところでございます。周りの放射性物質なんかはかなり下がってきておりますけれど、いずれにせよ、そのもとを絶つということが大事なんで、もとの放射性物質を取り除くということで、今申し上げた2点に注力をして、もうずっと先の話じゃなくて、あと1年、2年の間にそれなりの区切りを設けられるところまでが見えるところまで参ったと、このようにお考えいただければと思います。

12ページのほうの人材のほうのお話はもういたしましたので少し飛ばさせていただきます、14ページでございます。実は規制組織、国際的にも今いろんな議論がございますんですけど、当規制庁は、セーフティだけではなくて、俗に言う安全のほかにセキュリティとセーフガードと三つ全部合わせてやっております。国によっては違う国もあるんですけども、先般、ある国の方が来て、日本みたいに一緒にしようと思うんだよなって、こういうふうに言ってる国もありまして、やはり施設を守るという意味においては、事故もセキュリティ、いわばテロ行為も同じなので、サイト外の治安行為はちょっと我々には無理なんですけど、やっぱりそのサイトの安全性を守るという意味で、この二つも大事な作業になってございます。

核セキュリティについては、ちょっと中身までは細かくは申し上げられないんですけども、国際的な、これもIAEAのミッションを受け入れてございまして、これは今年の秋にまたフォローアップミッションを受け入れるということで、これは国際スタンダードに向かって着実に進めております。

その中には個人の信頼性確認制度というのを最近導入してございまして、やはりその発電所で働かれる方々の、何というんですか、信頼性をチェックするという制度を導入したわけでございます。

もう一つ、セーフガードというのがございまして。最近、プルトニウム総量をどうするかという話がよく新聞で出ておりますけど、あっちはちょっと政策論なので我々とは関係ないんですけども、実際に使われて、日本が保有しているプルトニウムが変なことに使わ

れてないかというのをIAEAが監視をするのを私どもとしてはお手伝いする、こういう立場でございます。国際的にはブローダーコンクルージョン、拡大結論というんですけど、問題なく、きちっと平和利用に特化して、怪しげなことはないという結論を今年もいただくことができたわけでございますけれども、やはりこれは国際的信頼のもとでございますし、また、平和利用の基本でございますので、地味な作業でございますが、丁寧にやり続けていくということでございます。

最後に1点だけ、16ページでございます。実は私どもの原子力規制委員会、規制庁には、もう一つ、放射線審議会というのが法律でつけられております。従来、この放射線審議会は、昔はちょっとあれなんですけど、最近までは、自らがこれは、こういうことは政府全体として取り組むべきじゃないかというような意見を言う機能が与えられておりませんでした。それを昨年の4月の法改正の際に、放射線審議会も自ら発言できるという、法律上発言という言葉じゃないんですけど、そういう法改正をさせていただきまして、手始めでございますが、ICRPなんかで、もう2007年勧告の時点（※正しくは2011年のソウル声明）で、この眼の水晶体に放射線を浴びることについての、その防護のあり方のルールが大分改定されておまして、これを早く日本国内に導入せよという趣旨の意見を取りまとめていただいております。各省、これを受けて現在作業をとり行っているという意味では、法律の改正をして、アクティブな行動を始めたという一つの例になっておろうかと思いません。

これ以外にもいろんなことを私どもはやっておりますけれども、大きく言うと、やはり発電所の許認可だけから、実際の運転を見、それを支えるための規制人材の育成をし、かつ、何というんですか、こういう放射線防護とか、こうした面にも広く安全上の意見を政府内にも発信していくと、こんな流れの中で、この29年度が、諸活動が行われたと、こういうちょっと概括図でございますが、とりあえず入り口として申し上げさせていただきました。

以上でございます。

○鈴木座長 ありがとうございます。

福島以降、かなりの年月を経ることになりましたが、この規制庁、規制委員会が発足してから5年以上経過して第2期に入っていくと。そういうようなところで大きな動き、だんだんと、ある意味では形が整ってきているということになるのかもしれませんが、今、大まかといいますか、概略を時間の関係で御説明いただいたということになります。委員の

方々からいろいろ御意見、御質問等もあろうかと思っておりますのでお受けしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ、城山委員。

○城山委員 どうもありがとうございました。ちょっと幾つかお伺いしたいんですが、一つは、一番最初、冒頭にお話しされた、ここでも議論になった、自治体ときちっとある程度対応するというのも重要ではないかという話で、実際に行われているということはすごくいいことだろうと思うんですけども、逆に実際にこういうことを施行していただいて、こういう意味で意味があったかどうか、あるいはこういうところがある意味では予想外、いい意味でも悪い意味でもあるかもしれませんが、であったとか、若干そのやったことによる感触なり、あるいはそういうものを今後どういう形でやっていくのが望ましいと思われるかという、ちょっとその辺りについてお話があればお伺いしたいというのが1点目です。

それから、2点目は、今回も強調されてましたが、人材育成の問題というのはすごく大事で、具体的なステップがいろいろとられているということがわかりました。その上で若干細かいことなんですけど、お伺いしたいのは、例えばこれ年次の報告書の62ページのところに人数の推移みたいなのがあって、大体60とか70ぐらいとられてるわけですが、大体今後ともこういう感じで推移していくという感じでいいのか、例えばある時期集中的にとられた実務経験者の方なんかの退職年次とかを考えると、ある時期でもうちょっと増やさなきゃいけないだとか、あるいは減らしても大丈夫だとか、このペースでいくのか、ちょっと長期的に見たときに、どういう形で人材確保を考える必要があるのかというのがあれば伺いたいというのが人材に関する一つ目です。

それから、3つ目は、その資格制度をつくられて、その3年ごとに更新するという、ここまで3年ごとでどんどん更新していくというのはあんまり普通の役所だとなかなかない感じがするので、逆に言うと、これをサポートするシステムをどうするか。つまり3年ごとにちゃんと知識をアップデートするようなメカニズムが必要になってくるので、恐らく別のところで書かれている安全研究をどういうふうにするかとか、国際的ネットワークをどうつくるか等とも関係してくると思うので、その3年ごとに更新していくような、その知識のほうのアップデートをどうするかという辺りのところの仕組みなり、取組についてあればお伺いしたいというのが関連しての2点目です。

あと最後、4点目は若干ちょっと異なる点で、特に御発言の中には触れられなかったん

ですが、日中韓の上級規制者会合という話はこの概要にも書かれていて、潜在的にはすごく重要なテーマかなと思います。つまり何か起こると、お互いにかなり相互に影響するという意味において、危機管理というのは多分一国にとどまらないという可能性がかなりあり得るということと、それから、恐らく人材育成みたいなことも考えても、例えば大学との関係なんかを考えても、多分こういうところで3国間の連携があり得るかなんていうのは結構長期的に人材教育を考えると大事かなと思うので、どういう広がりです少し3カ国の議論がされているのかという辺り、もしありましたら教えていただければと思います。

以上です。

○鈴木座長 ちょっと多様な面からの御質問だったので、一応、委員の方々から御質問を一通りいただいて、後で対応をそれぞれお願いしたいと思います。いかがでしょう。

どうぞ。

○飯塚委員 私から二つなんですけども、一つは、その検査制度の見直しに関係することなんですけど、今度はいろいろ立ち上がってきたら維持していくとか、そちらのほうに軸足を置くことが必要になってくるわけなんですけども、こういうことになる前に、その検査の質みたいなもの、どういうのがいい検査なんだろうとかいろいろ議論して、で、福島の事故があった後に止まってしまって、維持していくためにどういうふうなことをどういうふうに見ていかなきゃいけないとか、どんな見方があるだろうかに関して、ある意味では検討の密度が下がったとか、そういう時期が来たというふうに僕は思ってるんですけども、そちらでこれからいろいろ立ち上がって動き始めたときに、どんなふうに仕事をしているのかということですね、何かヒントがあればと思ひまして。先ほどリスクでやるということをおっしゃってましたけども、一つは重要性といいますか、それを見ることになると思うんですけども、もう一つ、代表性とか、ここを見れば大体この範囲はいいか悪いかわかるよというようなことも入れるのかなと思ったりとか、あと、アメリカのNRCのことをおっしゃってましたけども、事業者も一緒に入ったピア・エバリュエーション的な形の検査、維持していくことですね。お互い学習もあるし、岡目八目でもないけども、いろいろなことがあると思うので、とかですね、いろいろ規定があり得ると思うんですけど、どんな検討をされているのかなということが、それが一つでございます。

二つ目は、地元のことと関係するんですけど、その信頼感、信頼性、信頼感を持つ条件というところと言われてるわけだけど、一つ重要なのは専門性があることだというふうに言われるわけだけど、結構大きく言われるのは、意図がなきことということなんです

よね。根拠ない。魂胆があるとだめだと。専門性が高ければ高いほど疑われちゃうということあったりするわけじゃないですか。それから、たとえ結論が違っていても、価値観が同じであると、経済優先ではなくて別の価値観で、いろんな行動のときに価値観は同じであるということが非常に重要なんだと言われたりするわけですよ。そのときに、一定の話をするんだけど、ここが持っている、何かこんな行動基準とか、こんな価値観でやってるんだよとか、これを原則にしていきたいというような、その信頼を高めていく、これだけやってなかなか理解されないと悔しい感じはするんですけども、それを伝えるための何か政策みたいなものをお持ちなのかどうかですね、考えをお持ちなのかどうか、その2点でございます。

以上です。

○町委員 すみません。わかりやすい説明でありありがとうございました。私からは、三つほど質問で、5年たって許認可するだけじゃなくて、次の段階にというお話だったんですが、長官からもっと安全に運転をすることを事業者に取り組ませるということに関連して、やっぱり東電に関して、柏崎刈羽6号と7号の一応審査が通ったと、設置が通ったということで、ただ、まだ福島第一の廃炉作業が続いているのと、あと第二の廃炉も決定したということで、やっぱり東電がやるべきこと、まだこの廃炉作業をしっかりやることかなというふうに思うので、ただ、ちょっと地元のほうもどれぐらい説明しているのかと思ったら、この資料の中に、規制庁の職員の方たちが新潟に結構頻繁に行って説明されているようですので、そういう意味での住民の方への説明は尽くされてるのかなという感じは受けましたけれども、この東電が動かすということに対する、規制する側からの、ますます動かすのであれば、これからちゃんと監視の目が必要になってくるのかなと思うので、そこら辺をどう考えているのかで、これは直接、東電ではないんですけども、まだ審査中だと思うんですが、日本原子力発電がやっている東海第二原発のほうは東電のほうがお金を出していることに関して、これはやっぱり言われていることで、廃炉作業もして、で、今この実質、本当に国が支援している状況の東京電力が、お金をほかのあれに出すということは、もうこれずっと言われてることですので、そういう意味で事業者が安全に運転をするという観点で、ちょっとここのお考えを聞きたいということですよ。

もう一つ、本当に審査が進んでますけれども、40年を超えた、時間がたった原発、40年と、また次、30年過ぎてる原発もたくさんあって、次の段階を考えるのであったら、もう40年じゃない、次の老朽化していくものをこれからどうしていくのかということもあわせ

て、もう規制する側は考えていかないと、別のところで、資源エネルギー庁とか経産省がエネルギー計画を出していますが、原発20%程度で動かすという計画を出している中で、今の状況だと無理ですよ、どう考えても。そういう意味では、今後長いスパンで見たときに、規制する側から原発、どうして動かしていくのかというところの政策にはちょっと、ね、これは私、毎年聞いてて、政策には規制庁はタッチしないとは言っているものの、ただ、規制して廃炉を決めたり、審査していく側として国が出している計画が机上の空論であることに対しての、やっぱり現実的な計画性という意味では、私は意見を言っていていいと、言わないと、と思うので、その点です。

あと、福島第一の廃炉に関しても、一、二年で汚染水には目処がという言葉もありましたし、あと環境も大分整ってきて、防護服着なきゃいけない作業の範囲も大分少なくなっているというお話もありましたが、ただ、とはいえ、汚染水がもう100万tたまっていることは事実で、もう一、二年で汚染水、目処立てるなら今既にたまっているものに対して今後どうするのかで、更田さんは薄めて海にということも発言をもう既にされてますので、ここら辺ももう地元の人に対しての、このたまったものをどうしていくのかというのは、もう既に話し合いもしていかなきゃいけないと思うんですが、そこら辺はどうなっているのかということです。

あと、もう一個だけ、すみません。15ページの主要な核燃料物質の移動量という図があるんですけども、これ2016年段階の図だと思うんですが、IAEAに保障措置がちゃんとできているという結論を得たということなんですけど、私はちょっとこの図に対して、今もうもんじゅの廃炉が決まって、あと再処理施設がもう日本では動いてないことを考えると、この図自体が成り立ってないので、この図をIAEAに示して納得というか、おかしいんじゃないかという声は言われなかったのかということもちょっと、そもそも再利用していくという、この図をもとに日本ではプルトニウムの利用、今まで計画してきたわけですけども、もう実際これが成り立っていない中で、やっぱりこれの見直しというのは絶対していかなくちゃいけないと思うので、この点に関して、すみません、四つになりましたけれども、よろしくをお願いします。

○鈴木座長 よろしいでしょうか、はい。

○田尾委員 じゃあ、私のほうから、ちょっと核のセキュリティの問題でありますけれども、現在、日本における、こういう対策というのはどの程度のレベルで行われているのか、要は世界的な基準といいたいでしょうか、その点が1点と、規制庁としては、今後どういう形

でこのセキュリティを強めていくことに関与していくのか、その辺りの道筋といいますか、それをちょっと教えていただきたいということ。

それともう一つ、最近、いわゆるサイバー攻撃に対する対策、それについてはどういうふうに考えて実行しているのか、この2点をお聞きしたいと思います。

○鈴木座長 大変たくさん御質問をいただきました。

では、ちょっと私も一つだけ伺いたいんですが、規制という言葉が非常に上から目線で何かを押さえつけるというような印象があるんですが、むしろ今日お話がありましたように、リスクにどう対応するか。そういうところに、やはり規制庁といいますか、規制委員会の基本的な文化みたいなものが変わっていくという、これは非常に重要なこと、それで国民の共感が得られるというような方向に進んでいくんじゃないかと思うんですが、日本は、何しろリスクといいますが、自然災害等が非常に多発して、何が起るかかわからないようなものにどう備えるか、これは原子力関連だけではなくて、ほかでもそうなんですが、例えば福島の廃炉のいろんな工程表の中で、また例えば地震が起こったらとか、あるいは大水害的なものが起こったらというようなことも視野に入れて、いろんなことをお考え置いていただくと、それがやはり周辺の住民の方々も含め、国民の、ある意味では、そういうことを常に念頭に置いて進めていただけるんだということがわかることが重要じゃないかと思うんですね。ちょっとまた屋上屋みたいなことでやり過ぎになりかねないこともあるんですが、やはりそこが安心感につながっていくのではないかというような気もいたしまして、そののところはちょっとお考えいただくといいのかなということが一つ。

それから、RIを取り扱うところを、やはりここできっちりと考えていかなきゃいけないという話で、そちらの方向に向かっているわけですが、先ほども500事業者という話がありましたし、もう全国的に拡散してます。そういうところも、やはりセーフティからセキュリティから、いろんなことを考えていくというようなことになり、先ほど自治体との関連というお話も出てきましたが、これは結構立体的にいろんな体制をつくっていかなくちゃいけないと、これはまた大変だろうと思うんですね。その辺、今後、規制庁として、あるいは規制委員会として、規制委員会が全て全国にというわけではなくて、やはりある意味では地域にデリゲートして、お任せしてというようなことにもなるんでしょうし、そういうときの体制づくりをどう考えるのか、これもまた非常に大きな課題じゃないかと思しますので、その辺のところでもしお考えがあればと思いました。

いろいろと多様ですので、むしろそちら側で、受け手の側でそれぞれが専門とお考えの

ところをお答えいただくというようなことでよろしいかと思いますが、どうぞ。

○安井長官 役所は縦割りで有名なんですけど、そうならないように、ちょっと僕は最大限の努力をいたしまして、あと、ちょっともし何か間違えていたら誰かがサポートするというやり方でやりたいと思います。

お話、ちょっといろんな順番で出てきたので飛び飛びになるかもしれませんが、それはちょっとお許しをいただきたいと思います。

一番最初に城山先生から、まず地方自治体とのコミュニケーションでよかったこと、いろいろこれからの改善とか考えること、何がどうだったかということなんですけど、直接お話を申し上げるということは、やはり人間というものですから、お互いの距離感を詰め、あるいは何を考えているのかをわかっていただくという意味では非常に意味があったなとは思っております。私どものほうにも、また、こちらのほうに、規制庁にお見えになる自治体の方もいらっしゃるわけですが、近ごろお会いする機会が多いんですけども、やはり直接話すことは非常に意味があると私どもも思っております。

一方で、意外と難しかったなと思っているのは、日程を合わせるって難しいんだなって、これは非常にあれなんですけれど、やろうと思うんですけど、やはりなかなか御地元の議会があったり、うちに国会があったり、あるいは御事情があったりして、調節しようとすると、ちょっとなかなかそう簡単に右から左にうまくいくものでもないというのは正直なところなんですけれども、これはもう機会を、長い目で着実に続けて、それからまた、先方もある意味相場ができてくると安心していただけるところもあって、ちょっとこれやっていくのがいいかなとは思っています。いずれにせよ、息長くやるということが大事だなというのが思いであります。

それから、同じように、人材育成の関係では、実は資格を差し上げると同時に、やっぱり一定の3年間ぐらいすると更新をすと言ってるのは、そのときに3年間の間にいろんなルール変更があったり、新しい知識が入ってくるんですね。これを、研修コースにちょっと行っていただいて、その間の変更とか新しい知識を勉強していただく期間を付与しまして、それを使って制度を、まあ言えばアップデートをするというやり方を今考えてございまして、いわばそういう意味では人材の育成の中と、単にとってくるだけじゃなくて、やはり継続的に新しい知識を得られる研修コースと一体にして、その一つのモチベーションとして資格の更新制度があると、こういうふうにお考えいただければと思います。

それから、採用数のほうは、これは、実は今ちょうど定年の延長の話がございまして、

これ、こちらとの関係で今ちょっと過渡期なんです。それで、実は、やっぱり能力ある人、できるだけ我々としては長く使いたいわけですね。使うなんて言っちゃいけませんけど、まあそういうことで、手放したくないと。そうすると、それによって今ちょっと、今までだと公務員ですから60で終わりだったのを、もう少し長目にやっていただくことが増えております。その結果、その全体数との関係が、今ちょっと、今から多分5年ぐらいは特殊状態になろうかと思えます。ただ、それでも毎年、今は大体同じぐらい採用させていただいておまして、どうしてもやっぱり定年を超えても、もうちょっとそろそろリタイアされたいという方もいらっしゃるものですから、そういうふうになっております。多分、これがまた5年とか10年かたちますと、今度はもうそういう効果もいっぱいになりまして、そうすると、やっぱり人が抜けていくわけでございます。そのために採用させてもらった方を体系的に教育するという制度で、やはりこっちを主軸にして、それで、足らざるは外部から専門の方を、専門知識の方を入れていくという、こういう考え方に立ちたいと思っております。

この組織の信頼感との関係が少し、飯塚先生からお話ございましたけれども、ちょっとこっちの話に飛ぶんですけどね、今、やっぱり規制庁は事業者との関係、非常に厳格な関係になっておりますし、ノーリターンルールもありますので、そういう意味ではリスクと安全といいますかね、人と環境を守るという価値観を明確にして自分たちはそれでやっていく、また言うべきことは言うという、これは、姿勢を貫くことは、そういう人材育成とも絡んで、最後の信頼性の根源があるとしたらそこじゃないかなというふうに思っております。

それから、ちょっと城山先生から順にいくと、あと、日中韓のお話ございました。これは、実はTRMというルールがあるんですけど、この3国間意見交換スキームがございまして、その中に、万一のときの情報交換スキームを今、順次整備をしております。たしか今年には日本で国際防災通報訓練かな、何かをその3国間でやるということになってまして、こういうのをぐるぐる回しながら、お互いに少しずつですけど、距離感を縮め、いろんなスキームを整備していくのは、3年ぐらい前から始まってまして、今年には日本がやる番だという、こういうことで努力を続けていきたいと思っております。これはとても大事なことだと思っております。韓国の方も自分のところで万一あると、風は西から吹いてるからなんて言っておられるぐらいでして、私どもとしてもちゃんとした意見交換のスキームが大事だと思っているところであります。

それから、次に、飯塚先生から、検査はどんなふうにするんだというお話の中で、ちょっとこれは話し出すとすごく時間がかかっちゃうんですけど、結局、発電所が安全に運用されることが大事なんで、サイトの安全性を上げるという意味においては、我々規制サイドも事業者も同じ船に乗ってなきゃいけないんです。ともすると、先ほどちょっと規制というと上から目線でというお話がありましたけど、もちろん取り締まりもしなくちゃいけませんから、反対側の立場に立ったときもありますけど、同時にアメリカも、各国でやっているのはみんな、そのプラントをよくする、プラントの安全性を上げるという意味において共通じゃないかと。この役割をまず規制者と事業者の関係の中で構築をしていかないと、結局隠すとか、その場だけというのじゃ結局だめで、要ることは何なんだというプラントの安全性を上げていくと。これまでもいろんな関係でいろいろやってきましたけれども、よりそれを色濃く出して取り組んでいくというのは、まあ根っこじゃないかと思ってございます。その実行手段として、アメリカのメカニズムを大幅に入れようという議論をしておると、このようにお考えいただければと思います。

それから、同時に事業者の中での相互レベルというのは、実は非常に御指摘そのとおりで、アメリカにはINPOというものがございまして、いわば事業者間の、何というんですかね、お互いの、おまへのところはこんなじゃ困るんだよといって、他社が事業者間でお互いレビューし合うようなルールというものがございまして、こうしたものも日本国内でも整備されることが願われてまして、試みはされてるんですけど、まだ十分かどうかについては議論があらうかと思っております。

それから、町先生からお話しいただきました、東電が柏崎を動かすということについて、まさにこの問題は能力の問題というよりは、我々としては、柏崎をやらんがために福島第一がおろそかになることは、これは許容できないという立場に立ってございまして、したがって、柏崎の許認可の際にも、先方、社長さんも含め、あるいは文書でもいろいろ出ておりますけれど、福島第一の対策がおろそかになることは許さないという立場を明確にしております。

それから、東海第二との関係ですけれども、これはちょっとややお金の問題なので我々の主たるエリアではないのでございますけど、ちょうど、まさに現在、この東海第二の許可の手續に付随してという形なんですけど、経済産業省も含めて東電にも、この東海第二の問題が福島第一とか柏崎の安全対策に影響はないんでしょうねという問題は、これはちょっと僕らとしても強く発信をしておるところでございます。

それから、福島第一の汚染水のお話、さっき私が汚染水と申し上げたのは、建物の中にたまって比較的濃い、比較的ではない非常に濃いもののお話なんですが、おっしゃっているように、トリチウム水ですね、あれはもう当委員会の立場は非常に一貫しておりまして、国際的にも基本的には受け入れられている考え方で、基準以下にきちっと薄めてコントロールするのであれば出すこと自身は技術的な問題はないと、こういう立場も一貫しております。その中で、先ほど鈴木先生のほうから、福島第一に大きい自然災害がもう一回来たらどうなんだということも考えなきゃいけないよというお話がありました。だからこそ、先ほど申し上げた使用済燃料の取り出しと、それから、濃度の高い汚染水の除去にまずは焦点を当てておるわけです。そこは一応の評価はしてございますけれど、それは自然災害ですから、また同じことが同じような規模の地震が来ないとは限りませんし、したがって、今の間に、だからといって建て直すというわけにもいきませんから、したがって、そうすると今できることは何だといったら、汚染源がなくなることが一番いいので、先ほど申した、そこから取り組むというのを第一義にして今やらせていただいていると。ただ、そのトリチウム水の問題は、安全上の問題はそれほどの問題ではないのです、トリチウムですから。何しろ薄めたら大丈夫ですよと言ってるぐらいですから。ただ、あのままでは廃棄、廃炉作業にも支障が出ますので、そういうことから規制委員会としての発信をさせていただいていると、こういうふうに御理解いただければと思います。

それから、田尾先生のほうから、セキュリティの水準という、これはなかなかちょっとこの場でどこまで話せるかという問題があるんですけど、3.11以前から考えると、大分よくなっていると思います。それで、これのためには、ただ私どもだけじゃなくて、警察さんとか、その他関係機関との実は連携がとても大事だと思っております。これについての道筋も実はつけて共同の場をつくっております。厳密に申し上げられないところはちょっとお許しをいただきたいのですが、あつちはあっち、こっちはこっちという状態ではないように、お互いが、いわば顔もわかり、話もわかると、いろんな訓練も一緒にするといったような取組はもう既に始まっております。

それから、サイバーの話は、非常に大事な、技術的には外部からアクセスできないように、要は外部のネットワークから切り離しちゃうというのは、これはもともと切り離れるんですけど、切り離す状態にするというのが基本です。と同時に、内部脅威というのがあり得るので、ただ、そういう、何というんですか、USBなんかを差されないようにするためのいろんな措置、それから、そのためにも基本はやっぱり働かれる方、現場の方々の

信頼性をやっぱり見ていくという、それで先ほどちょっと言及いたしました信頼性制度というのに取り組んできているという、こういう世界、終わりはないわけなんですけれども、これは体系的に取り組んでいっているとお考えください。ただ、サイバー問題は安全と、セーフティとセキュリティと言うんですけど、日本語だと両方とも安全になっちゃうんですけど、この二つがちょうどきびすを接する問題でありまして、最近、国際社会でもセーフティ・アンド・セキュリティのインターフェースをどうやってとっていくかというのは、今まではどっちかというと別々にやってたものですから、お互いの価値観がぶつかっちゃうときが時々あったんですけれども、これをちょっと調整するという課題としても実は取り組ませていただいているところであります。

最後に、鈴木座長のほうからいただきました、RIでございます。今すぐに、ちょっと自治体さんにやってもらうことも全くないわけじゃないんですけれども、まずは、今までまだそんなに広くセキュリティ対策とかというのが周知されていない世界なので、私どもとしても、施設のリスクという意味で言うと、何度も申し上げますけど、原子力発電所なんかとは、それはもう桁が全然違う話なんで、あんまりむちゃくちゃなことだけを言っても、これは現実味がなくなってしまうので、実際に即した対応を、これはまさにしばらくの間、ちょっと我々が丁寧に御説明をすることがまずスタートラインだろうと。それで説明をして対応してもらった上で、その実行で還元すべきものがあれば還元をするということなんですけれども、やっぱりどうしてもテロとか、そういう事故情報は一元的に我々が自分で集めてやらないと、即応性に問題があるろうと思っております、そういう観点で、事故の報告制度なんか少し拡充をいたしまして、素早く私どもの緊急事案対策室というんですけど、そこに情報が集まるような制度整備をしておるという状態でございます。

ちょっと今日、いっぱいいただいたんで時間上あれですが、とりあえずの御回答ということでお許しをいただければと思います。

何か補足ありますか。

○鈴木座長 特に補足がありましたら。

○荻野次長 御質問いただいた中で、町先生から、一つは、エネ計の関係がありましたけれども、やっぱり政策と我々区別をするということで、飯塚先生おっしゃったように、意図なきこと、特定の意図を持っていないというのが非常に重要なので、そういう意味で、そういう発言については非常に慎重になっているということはちょっと御理解をいただきたいと思います。

それから、15ページ目のこのSGの絵なんですけど、これは別に、ある種の政策を示しているものじゃなくて、現にもんじゅという施設があり、そこにプルトニウムがある以上は、それがこれだけありますということを示すための図として報告しているものなので、これがあ
る政策を示しているものではなくて、現にこういうところであって、そこからの移動量が
ゼロであるとか、ここに幾らあるということを示すための図ですので、この図は、しばら
く使い続けると。これは同じ図を続けて報告をしないとですね。

○町委員 でも、ない施設は絵に描けないので。今まであったから描いただけですねと。

○荻野次長 いやいや、もんじゅはありますので、廃炉になって、それが全く世の中から
なくなるまではありますので。

○町委員 あ、そういう意味でということですか。なるほど、はい。

○荻野次長 ある以上は必ずなきゃならないという、そういうものですので、こういう方
針でサイクル政策を回していきますという意味の絵ではなくて、現にそういう、ふげんで
やるやつ、完全に廃炉が完了して物が持ち出されるまではそこにありますので。

○町委員 なるほど。

○荻野次長 ええ。ですから、ここに同じ絵が描いてないと、逆におかしいということだ
と思います。そういうことです。

○町委員 了解しました。もしかしたら、それもちゃんと書いておかないとじゃないです
かね。動いてないものが、だったらという。

○荻野次長 動いてないといいますか、まさにここにあって。

○町委員 物質があるということですね。

○荻野次長 あって、移動量が例えばゼロであるとか、そういうことを、非常に厳格に検
査をした上で。

○町委員 書いてある。

○荻野次長 書いてある、そういうことです。

○鈴木座長 何か、でしたら、注をちょっと重ねて置かなくてはいけないのかもしれませ
んね。

○荻野次長 SGでも、これだけありますとちょっとわかりにくいことがあるので、セーフ
ガードの絵であるということとはちょっとわかるようにしたほうがいいかもしれません。

○鈴木座長 よろしいですか、そのほかは。

あと、委員の方々から、今、長官からの御説明も大變的を射たお答えをいただいたと思

いますが、よろしいでしょうか。

本当に事故後一定期間を経まして、今年の1月も私たちの懇談会でいろいろと5年経過後の今後の進み方等についての御議論をいただき、また、お話も伺いましたので、だんだんだんだんと、ある意味では原子力規制委員会、規制庁が根づいてきて、私はそういう意味では大変いい方向に動いてるんじゃないかと思っております。今回のように、各年度、各年度それぞれだけの御説明ではなくて、やはり長い経過の中で今どういう位置づけにあるのかというようなことをお示しいただくのが非常に、私たちもそうですが、一般の国民の方々にもわかりやすくいいのではないかと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に進ませていただきたいと思います。議題の2ということになります。原子力規制委員会の平成29年度実施施策の事後評価について、これにつきましては事務局からまず資料の御説明をお願いいたします。

○杉本政策立案参事官 原子力規制庁政策立案参事官の杉本でございます。

それでは、資料2-1、そして資料2-2でございます。平成29年度の原子力規制委員会の実施施策に対する政策評価書の案について御説明させていただきます。

政策評価法に基づいて決定する政策評価書自体は、資料2-2のこのA3の縦紙のほうなんですけれども、その概要、ポイントについて資料2-1に示しております。

資料2-1について、2ページ目に、政策体系を示しております。このページでは、政策評価の目標や評価の視点の関係を示しておりますけれども、先ほど長官が説明しました資料1のところも6本柱というので、それぞれのを長官のほうからも説明したんですけれども、このページの一番左にあります原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守るという上位目標、政策目標のもとに、六つの柱で中位目標である施策目標を立てております。そして、それら一つ一つの施策目標を評価する視点として下位目標を例示しているというものです。

A3のほうの政策評価書自体は、やはりこの六つの柱ごとに幾つかの定量目標と数多くの定性目標というのがあるんですが、それを記載しておりまして、それぞれの測定指標ごとに目標の達成度、いわゆる◎、○、△、×というのを示しておりまして、その六つの柱ごとに各章立ての最後には、その章での全体の評価結果というものも示しているところです。

この概要資料2-1の3ページ目を御覧ください。ここに実施施策、その六つのそれぞれの評価結果をお示ししております。29年度の実実施施策の評価結果としては、Ⅲ番目の東京電力福島第一発電所の廃炉に向けた取組の監視、そして、Ⅴ番目の核セキュリティ対策の強

化及び保障措置の着実な実施の二つについては、右の○、×、△につきまして、全ての下位目標である測定指標で◎または○ということで目標を達成しております、その真ん中の欄の目標達成度合いの測定結果のところでは「目標達成」というふうになっております。そのほか四つの柱のところにつきましては、幾つか△があるということで、「相当程度進展有り」という評価結果の案にしております。

それでは、六つの柱ごと、それぞれの評価結果を簡単に御説明しますので、4ページを御覧ください。まず、施策目標のⅠの原子力規制行政に対する信頼の確保の観点ですけれども、昨年度28年度は相当程度進展ありということでして、今年も相当程度進展ありと評価は変わらなかったということでございます。

概要のところには、評価できる主な点と、また改善点というところについてポイントを記載しております。委員による現場視察や地元の関係者の意見交換の方針の決定、先ほど長官の冒頭のところでも御紹介させていただきました、そういった取組や被規制者との面談録の作成ポイントの整理ということをするなどして、多様なコミュニケーションに関する取組の充実などに進展があったと思っております。また、国際社会との連携につきましては、IAEAによるIRRSフォローアップミッションの受け入れの決定などの進展があったというふうに思っております。

一方で、「改善ロードマップに沿ったマネジメントシステムの改善」、これは原子力規制委員会独自に行っておりますマネジメントシステム、それをロードマップに沿って改善していくということですと取り組んでおりますけれども、その関係では、業務プロセスやマニュアル等文書の体系的・階層的整理について、組織内の推進体制を検討している段階でございます、次年度以降、引き続き取組が必要というふうに考えております。

施策目標、Ⅱ番目ですけれども、原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施というところでは、昨年度、28年度では目標達成だったんですが、今回はちょっとそれから下がって相当程度進展ありという評価にしております。

概要としまして、評価できる主な点としましては、昨年4月に行われた原子炉等規制法の改正というのを達成したということと、その関係政令の整備、制度運用の検討を着実に進めたというふうに思っております。

また、二つ目の丸ですが、原子炉施設等、これは実用発電用原子炉や核燃料施設等がございますが、その審査・検査、これも幾つもあります。新規制基準の適合性の審査であったり、運転期間の延長の審査や高経年化対策の制度における審査だとか、あるいは検査

でも保安検査、立入検査というもの等々ありますが、それらについて総体的には、全般的には適正かつ着実に実施できたというふうに評価しております。

一方で、一部の審査、これは核燃料施設等の変更許可とか、あるいは保安規定の審査とかいうふうなところにおきまして、必要以上に時間を要したということがあったため、改善を講じたものがあったということが今後の改善点だと思っております。

施策目標のⅢ番目、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等につきましては、28年度、目標達成というところでしたが、今年度も目標達成ということにしてございます。

この第Ⅲ章の部分での定性目標というか定性指標として四つ挙げておりますが、福島第一原発の廃炉に向けた取組の監視や継続的な事故の分析、あるいは事故分析に係る情報発信、そしてまた、陸域・海域の放射線モニタリングの実施という、これらの指標全ての施策について着実に進捗しているという評価から目標達成としております。

引き続き、中期的リスクの低減目標マップや総合モニタリング計画に基づいて、取組を着実に進めていきたいと考えております。

施策目標のⅣ番目、原子力安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築ですけれども、これは28年度と同様、相当程度進展ありというところがございます。△が六つということになってございます。

ただ、評価できる主な点としましては、特に、安全研究の結果の規制基準への反映の件数、これは定量指標で挙げておりますが、あるいは審査等への活用の件数、こういった定量指標の二つについて目標値を大きく上回ったということ。そして、新人職員の採用数、これは20ぐらいの目標に対して25人内定を出すことができたということや、女性の割合、30%の目標に対して31%を達成したというようなことの目標の上乗せというのがあったと思っております。また、原子力規制庁の教育訓練体制の整備の一環としての、新たな資格制度の導入というものも開始できたということがあろうかと思えます。

他方、改善しないといけない点として、民間企画の活用のあり方やIRRSにおける課題を踏まえた原子力施設の廃止措置後のサイト解放基準、この案を作成するという事になっておりましたが、ちょっと対応が遅れてきたということとか、あと、安全研究の事後及び中間評価のあり方については計画どおり進まなかった部分があるため、次年度以降、引き続き取組が必要かと考えております。

最後のページですけれども、施策目標のⅤ番目、核セキュリティ対策の強化と保障措置

の着実な実施につきましては、28年度と同様、目標達成としてございます。

評価できる主な点としては、核セキュリティ対策の強化として、IAEAに対するIPPAS、国際核物質防護諮問サービス、これを26年度に受け入れておりますけれども、そのフォローアップミッションを、また来ていただきたいという要請の受け入れを決定したという、その方針の決定とか、あるいは個人の信頼性確認制度の開始を計画どおりに実施できたということ、そしてまた、保障措置の着実な実施としては、国際約束の誠実な履行や人材育成等、計画どおりに実施できたと思っております。

引き続き、今年度の秋に予定されているIPPASフォローアップミッション等に向けて着実に取り組んでまいりたいと考えております。

最後、施策目標のVI番目、原子力災害対策及び放射線モニタリング対策の充実・強化ですけれども、これは、平成28年度は目標達成でございましたが、29年度は相当程度進展ありというところで、ちょっと評価が下がっております。

主な評価できる点としては、昨年4月の法改正によつての放射線審議会の機能強化、これによつて、その「放射線防護の基本的考え方の整理」等の取りまとめが行われ、（放射線防護対策の）充実に進展が見られたということ。そしてまた、原子力災害対策危機管理対応という意味では、規制庁内に緊急事案対策室の設置などをして機能強化を図ったということや、要員の研修というようなもの、勉強会というようなものを32回実施することなど、緊急時対応能力の向上に向けた取組が強化できたと考えております。

一方で、その「原子力災害以外の危機管理対応に関するマニュアルの整備」、そのマニュアル体系そのもののあり方の検討に至っていないということや、「原子力災害対策に関する関係省庁等との連携」ということについては、開催に向けて準備していた中央連絡会議というのが結局開催できなかったといったようなことについて計画どおりに達成できなかったために、次年度以降、引き続き取組を進める必要があると考えてございます。

とりあえず私からの説明は以上でございます。

○鈴木座長 平成29年度の政策評価書、これの概要を御説明いただきましたが、昨年度もいろいろ御議論いただきましたのは、◎、○、△というような評価で、△が一つでもあると相当程度進展したと、全体としては△になる。実にわかりやすいといえばわかりやすいんですが、中身を知ろうとすると、あんまり助けにはならないということで、やはり重要なのは、その△がついたとしたら、その△はどこについて、それを30年度のいろいろな実施施策を評価する上に、どういう形で生かすのかというようなこともあるでしょうし、あ

るいは25個のうち△が2個ついた、○以上の到達率がどれぐらい、92%ぐらいですか。こういうものも、92%達成しているけれども相当程度進展と、こういうことになるのか、このなぜ全体として、こういう○、△をつけなきゃいけないのかというのもよくわからないところもありますが、そういう方法でこれまでやってきたということで、ここでいろいろ御意見をいただいて、30年度の施策がこの後議論されますが、政策評価の方法ですね、そういうところへ活かせるものがあれば活かしていただくという、そういうことになろうかと思います。

今、29年度のこの政策評価、いかがでしょうか。いろいろ御意見、御質問があろうかと思えますが。

飯塚委員。

○飯塚委員 今、鈴木先生からいろいろお話がございましたけども、形式的にこれ、形式的というか、決めたんだからそういうのはちゃんと評価して、一応、前年とどうなんだというはあるかもしれないけども、ルールだから、それはやればいいと思うんですけども、でも、もう少し何か積極的にいろいろメッセージ込めて使いたいなという感じはします。だから、表に出すのはこれでいいかもしれませんが、中では利用の仕方があるかなと思ってまして、一つは、ここにいろいろ目標が書いてあるけども、その多くの目標は何かを実施するという事なんですよね。それは、実施したことはいいんだけど、きっとこれをやることによって、その実施事項によって達成しようと思っていくことについて、以前よりはやりやすくなったとか、よくなったかって感覚を皆さんはお持ちだと思うんですよ。それがあんまり、できたと書いてあっておしまいになってるんで、ちょっとあまり無機的なところがあるんで、で、これはもう進んでいいのかとか、もうちょっと強化したらいいんじゃないかなというような感じの、そういう自分らで出す自己評価みたいなもの、こんなのを加えていったほうが、むしろこれは使い道があるのかなという感じがいたしました。こんなふうに書いてある資料、非常に難しいものばかりなんですよね。できばえ測れと言われたって、そう簡単にできないわけで、主観的になっちゃうと思うんですけども、大体これでこんな世の中になってねと、これぐらい信用されたよねとかというようなこと。ですから、例えば検査のほうに関しても、この検討してるって、検討したって書いてあるんだけど、じゃあ、その検討した内容に関してはどのレベルなのかなときっと思いながら書いているわけじゃないですか。この辺りのことを、内部では生々しく評価することをやられたらどうかというふうには思いました。

○町委員 これも去年のものと比較したら書き込みがたくさん多くなっていたので、でも、その意味ではわかりやすく実はなっていて、あと多分、最初のほうは結構やった、やったとって○が多かった気がしたんですけど、やっぱり今回もちゃんと目を通すと△の部分の反省点みたいなのはすごくよくわかる、これは、だから今年度ですよ、多分生かすということだと思えるのでよかったです。気になったのは、信頼の確保のところ、全員参加型研鑽運動の研修受講率が低いというのもあったので、ぜひこれは上げていただければと思ったのと、あと、ちょっとこれは後学のために教えていただきたい、12ページに安全確保のところ、ALARA——「あらら」と読めばいいんですかね、この考えはもともと取り入れられてたのか、多分、今までなくて、今回初めて飛び込んできたし、単語だったなど。自分で調べたんで、なるべく被ばくを少なくするという考えの国際的なものなどということなのはわかったので、ちょっと後学のために説明していただければと。

あと、もう二つが、二つ、じゃあ、一つにしておきます。20ページに中央連絡会議が開催できなかったという点、これはちょっと気になるので、やっぱりこれは横とのつながりで、これはでも29年度の開催を見送ったとあるので、30年はちゃんと行ってくれればなどということをお願いしたので、よろしくをお願いします。

あと、もう1点、ごめんなさい、7ページのエネルギー庁と同席してしまったというのが、大飯原発の関連ですかね。やっぱり規制と推進が一緒にしないというところで同席してしまったと反省されてたので、はい、ちょっと、まあ別に経緯が長くなってしまうんだからあれなんですけれども、何かここに書くぐらいなので、とてもハプニングで起きてしまったのかなと思って、ちょっと気になった記載だったので、よろしくをお願いします。

○城山委員 質問というか、感想のような感じになってしまうんですけども、ある意味では、今日の前半にお話しいただいたようなこととここに出てくることの印象がうまく重なるような感じになるといいのかなというところがあって、マクロで言うと、今、町委員からもお話がありましたけど、これ△、若干増えたところがあって、恐らくこれは最初お話があったように、実際に最初のその許認可だけの話じゃなくて、実際のシステムを動かすようなことになってきたりすると、多分いろんな意味でやるべきことが増えるので、当然やるべきことが増えると、結果として△も増えてくるところもあるので、そういう意味で言うと、その検査の運用の話なんかも含めて、少しそういう課題が見えてきたので△が増えてきて、それが次に活かされますよというふうな感じで言うと、そのマクロで言うと大体お話しいただいたこととニュアンスというか印象は合うのかなという感じがしました。

ただ、他方、個別の話になってくると、ここで△がつくことでそうなるということでもいいのかなという感じは多少あるところはあって、例えば施策目標の大きなⅡのところなんていうのも、去年は目標達成だったものが△二つついたんで、相当達成ありになっていて、実質の話で言うと、先ほど飯塚先生からもお話があったように、むしろその検査の仕組み、マニュアルをつくるとかということではなくて、むしろ運用の体制をつくっていくということが今後の課題だということなわけですけれども、例えばこの場合、その検査の話はどうもマニュアル改訂みたいなことは項目に入ってるんですが、その△になっているのは、今、町委員からお話のあった同席の話と、その審査に時間がかかってしまいましたというところでは△になっていると。そういう意味では、もちろんこれは項目としてはそのとおりで嘘ではないんですけども、そういう意味で言うと、本当はこの実際に大事だと思うところの項目設定というのは、やっぱりそういう意味で言うと大事になってくるのかなという感じがしています。ただ、これはなかなかすぐどうのこうのというわけには恐らくいなくて、やっぱり継続性がないと、この種の評価は意味がないんですね。すぐにはということかと思いますが、何かそういうところのことがちょっと中期的には考えていく課題のかなという感じがしました。

以上です。

○鈴木座長 政策評価というような言葉が使われていて、私がちょっと違和感を感じるのは、政策というよりは、これは施策の評価みたいな感じで、本来、やはりこの原子力規制委員会あるいは原子力規制庁が何をどういうふうにするかという政策判断の上に、それがまたエビデンスベースとか、最近いろいろ言われるわけですが、何を目標に、何をゴールに、あるいはかつてよく言われましたように、アウトプットとして何を求めて、それがアウトカムにどうつながるか、全体の流れの中でこういうそれぞれの施策がどういうふうに進んでいくかという、その全体の流れがよくわかると理解しやすいんでしょうけれど、多分ここに挙がっている政策と言われる項目は、予算取りをしたときの単位みたいなものに対応するんだろうと思うんですね。それは結局これから行政評価みたいなものの対象になっていくということもあるし、なかなかこの政策評価と、後で御説明いただくことになる行政事業のレビューですか、そういうようなものとどういうふうに進んでいくか、ある意味ではすみ分けていくとか、それぞれが役割を、機能を分担していくのかというようなことにもつながって非常に、今、そういう意味では考えなければいけない時期にあるのかもしれないと思います。ただ、ここで挙がってる、その予算取りの単位としても、それぞれの

項目が予算要求の段階で、ここまで達成しますという定量的な数値目標みたいなものを出しになっているのか、あるいはそうではなくて、ここまでやれば理想的というような形でやっておられるのか、なかなかそれを、規制庁のほうでは非常に厳しくお考えになって、ちょっとでも難しいと△とか、あるいはちょっと最初の設定が甘かったので◎になってしまったとか、そういうものはあまりここで、△が一つあるから相当程度で△にしようという、あんまり議論をするよりも、ここで△になったのはどの項目で、それは一体次の段階にどう反映させるのか。あるいは◎というのは、あるいは最初の目標設定が甘かったとしたら、本当はこういうふうの設定すべきであったかもしれないとか、そういう意味での次につながる知恵として生かしていくようなことになれば、この政策評価、今の形の政策評価というものも生きてくるんだろうと思います。ただ、これは以前から申し上げていることで、この前年度の評価をここで検討させていただく段階では、もう今年度の評価項目が決まっているというようなことで、なかなかその辺が一年遅れみたいな感じになっちゃうところもありますけれど、そんなちょっとイメージを持って、こういう形でともかく政策評価を、今回はその◎、○、△の数を入れていただいたということで少しわかりやすくなった面がありますけれど、こういう形でよろしければ、これで進めていただくということになろうかと思えます。

はい、どうぞ、杉本さん。

○杉本政策立案参事官 いろいろ御意見いただいたことについて、ちょっと御説明するところについては御発言させていただきたいと思えます。

参考資料の2で原子力規制委員会におけるPDCAの統合的運用についてというところでございます。これは昨年度まで、1年前にマネジメントレビューに基づく年度重点計画というものと、今いろいろ御議論いただいている政策評価法に基づく政策評価、これとの連携というものを、関連を明確にして体系化を図っていったというのを昨年から、時間を長くって御説明して退屈されたかもしれませんが、こういう取組をさせていただきました。その下（3ページ）には、マネジメント規定の関係の流れと、政策評価法の政策評価、それから行政事業レビュー、これはまた後ほどちょっと御説明しますけれども、上の（2ページ）ほうにあります行政事業レビューとありますが、予算ベースでの事務・事業で目標（アウトカム・アウトプット）というものを設定して、費用対効果を評価するものということで、予算事業ほぼ全部について定まったフォーマットでやっているというのが行政事業レビューなんです、これをそれぞれ、その下の（3ページ）フローのような

PDCAを回すということで体系立てて今進めているという取組をしているところです。

そうした中で、ちょっとまた、最後の4ページを見ていただければ、目標達成度合いの測定結果、これは昨年もお出しした資料で、それで先ほどからも御意見がありましたとおり、△が一つでもあったら相当程度進展ありの△になるのかという御議論がありました。一方で、こちらのほうも昨年のそういった御議論もいただいた上でいろいろ検討はしてたんですけども、先ほど申し上げた、こういった取組を今ちょっといろいろしている途中のところの評価の軸として、これを今年度変えるというところは、またぶれが生じるかもしれないというところで、今回、この29年度の評価というのは、やはりこちらのほうを採用させていただいたという経緯があり今御説明させていただきたいと思いました。

あと、飯塚委員のほうから、もっと強化したこれだけの目標があることについて、実施するというふうに書いてあるだけということについて、もっと実施した効果というところを内部的にしっかり評価したほうがいいんじゃないかということにつきまして、これはまさにそのとおりだと捉えております。それぞれ年度重点計画というのをやっていくときに、どういった評価の視点をやるかということについてもやってまいりたい、そういうところの視点でやってまいりたいと思っております。

○荻野次長 補足をいたしますが、非常に政策評価をするということがありますし、あと、行政事業レビューというものがあると。最近では、まさにEBPMを取り入れなさいということもあります。また、年度単位でPDCAを回していくということがあります。それらが、まあ観点が違うといえば観点が違うんですけども、ばらばらであってもまた意味がないだろうと思います。ただ、ちょっと若干うまくはまらないところがありますのは、他方、原子力規制委員会として5カ年の重点計画を、今から4年前ですか、あれは、5カ年の中期計画というものを立てておりまして、それにのっかってやって、この柱立ては基本的にそれによっているということがあります。それをその政策体系としてやっております。おりますので、それに沿ったこういう体系になっておりますので、したがって、この政策体系のほうもいろんな課が関係するとか、それをばらしていくと、結局、施策の集積になってしまうということがあります。そういったこともありますので、ちょっと現時点で中期計画自体を途中で変えるというのものなかなか難しいので、そこを今の中期計画にはまるようにやっているというようなところで、若干、ある意味は無理が出ているのかもしれないところがございます。したがって、特に再来年度からは新しい中期目標の時期になると思いますので、今年、来年かけて、その辺は全体がもうちょっと整合するように、ある

いは個々の目標についてももうちょっと意味がある目標になるように、そこは中期目標に立ち返ってちょっと組み直す作業は要るかと思います。なかなか、その途中で微修正を重ねますと、いわゆる温泉旅館の建て増しみたいになりまして、ありますもので、ちょっとそこは中期目標に遡って整理をしていく作業が今年、来年、必要かなという感じはしています。そうは言っても、毎年毎年少しずつの改善はしているということかと思います。

よろしいですか。

○安井長官 ということで、その5カ年計画のちょっと最後の残りの部分の無理が少し出ているところはあるかもしれません。ちょっとそこはそういうものと御理解いただきたいと思えます。

それから、ちょっとさつき町先生のほうからALARAのほうのお話がありましたけど、これは実は、もともとは放射線の世界の話で、それはおっしゃるようにできるだけ放射線量が少ないほうがいいと、こういう概念だったんですけど、これは同じ言葉ですが、少し意味合いが違いまして、実は今までの我々がしている規制対象であるものは、発電所にしろ何にしろ、現存していて、人間がいる間に管理され切って最後は解体されちゃうものなんですけど、ここに出てきている中深度とか、将来出てくるであろう深地層処分というようなものは、人の何千年とか、こういうオーダーのもんですから、人が管理し続けるということ的前提とし得ない。逆に言うと、人が管理してないがゆえに、いわばコントロールできない要素が存在し得るものということになります。そういうものにほかの普通の規制と同じように、例えばあるこれだけの線量を絶対超えないことというのを完全に証明しろという議論だけをしていても、どうしても不確実性があり過ぎて、ちょっとそういう規制はおかしいんじゃないかというのは国際的にも言われておりまして、その中で、つまり技術的に今、自分たちがとり得る選択肢の中で一番いい選択をとってるか。つまりできる限り一番いい選択をとってるかという意味で、そういう観点での規制をしたほうがいいんじゃないのかという、こういう意味では、日本で従来、あるターゲットを、上限値ですが、これを規定して、それより下に位置することを証明するというやり方よりは、本当に今、自分たちが持っている中で一番いい方法をとってるかという、もちろんそこに相場観はあるんですけど、そういう規制体系を導入すべきじゃないか。そういう意味では、規制の考え方を根っこから変える概念でして、これをちょっと、超長期のものには取り入れるという、今、試みを規制委員会で、何度も実はこれ本件議論されておりまして、今、取り組んでみると。実は、これね、これだけしかないんですけど、とても重たい項でございまして、ち

よっとそういうものだということでございます。

○鈴木座長 はい、ありがとうございました。この項目立てが現在の中期計画に沿ってつくられているということ、それは大変結構なことだと思うんですが、ということになりますと、やはり中期計画5年の間でそれぞれの項目がどういうふうに進展したかという、そういう、むしろ継続性を持った評価がされると大変わかりやすいんじゃないかと思えます。また、その辺に沿って次の中期計画が議論されることになると思えますし。

では、これはよろしいでしょうか。はい。ありがとうございました。

では、次の議題に進めさせていただきたいと思いますが、平成30年度の実施策の事前分析について、これは議題3ということになります。これにつきまして、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○杉本政策立案参事官 それでは、資料3に基づきまして、平成30年度の原子力規制委員会の実施策に係る事前分析表の案について御説明させていただきます。

これも六つの柱ごとに一番上の施策名に、1ページ目だったらローマ数字のⅠ、そして、原子力規制行政に対する信頼の確保ということから6本柱それぞれ順にまとめております。それぞれの施策ごとに測定指標として、29年度と同様、定量指標を設定しているものはそれを踏襲しておりますし、定性指標、これは数多くありますけれども、それについては、これまでの原子力規制委員会独自に行ってきたマネジメントシステムと政策評価との整合を図ってまいりましたが、それを年々充実してきているということが反映されて、30年度につきましては、それぞれの指標でいただいた29年度の政策評価書のそれぞれの測定指標の目標の記載に比べていただいても、目標の記載がかなり具体的になっている部分が多いと思っております。

測定指標の数につきましては、29年度と30年度で実施する施策内容が変わったところなどについては、指標の削除とか統合、あるいは新しい内容を追加したりしている部分はございますけれども、指標の数自体は昨年度から大きく変わっているものではございません。

例えば3ページの第Ⅱ章のところを見ていただきますと、規制の厳正かつ適正な実施のところ、上のほう、平成29年度では、原子炉等規制法などの大きな改正が施策としてあったので、法案審議への対応というのが定性指標で最初にあったんですけども、30年度では既に法改正は終了したので、その指標自体は削除して、そのかわりに測定指標の4番目、4と書いてあるところの法改正に伴う規制等改正を含めた制度運用の検討と、これは昨年からありましたが、その目標の記載をかなり具体的にして、30年度の各部署の業務目

標をできるだけ明らかにしていったというふうにしております。

あと、6ページのところの第Ⅲ章、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視のところ、上のほう、三つほど定量指標を今回から追加しております。定量指標については、原子力規制委員会の業務の性質に照らしても、なかなか評価に直結するような定量指標というのを設定するのが難しくて苦労してきているんですけども、この福島第一に関する部分では、最初に29年度を取組の御説明をしたときにも触れました、中期的リスクの低減目標マップ、これについて完了した項目の数というのを着実に増やしていくとの観点から、1番目の指標を追加しておりますし、また、2番目では、東電が福島第一の廃炉作業に関しての実施計画の変更を申請してきたものについて、できるだけ1年以内に処理していくとの、早く処理するとの観点からの目標などを追加しております。

あと、個々の指標ごとの御説明は省略させていただきますけれども、この事前分析表については、六つの柱のそれぞれの章立ての最後に、章立てに対応する予算事業の一覧というのを、先ほど行政事業レビューのお話をちょっとさせていただきましたが、その予算事業というものを一覧表で掲載しておりますが、これは昨年と同様の構成になってございます。

以上でございます。

○鈴木座長 この平成30年度の実施施策に関わる政策評価、この事前分析表につきましては、いかがでしょうか。これは御議論いただき出すと果てしないような気もするんですが、継続性というようなことも考えて、現在の中期計画の、かなり終わりに近いところになるわけですね。こういうことで、これまでの何年間かの集約がなされることになっていくと。よろしいでしょうか。

何か、それじゃあ、例えば1月に御議論いただいたものが生きてないんじゃないとか、いろんなことがあるかもしれませんが、もし何か御意見がございましたら事務局のほうにお申し出いただいて、多分ここでいろいろ個々の御注意いただくこと、あったとしても、むしろいろいろな修正等が可能なところは事務局のほうで加えていただくということでもよろしいのではないかと思いますので、そんなふうにさせていただきたいと思います。

○荻野次長 はい。それでは、そのようにさせていただければと思います。

○鈴木座長 はい、ありがとうございました。

時間が大分押してまいりまして、実は、その議題の4のその他というところになります。参考資料のほうをベースにいたしまして、事務局のほうから、原子力規制委員会の政

策評価に関する取組についての御説明ということになります。今までもいろいろ御議論いただきましたので、大変、ある意味ではタイミングを得た御説明をいただけるのではないかと思います。

これはどなたから、杉本さんから、はい。

○杉本政策立案参事官 それでは、原子力規制委員会の行政評価に関連して、事務局で現在取り組んでいることがございまして、事務局では行政事業レビューという、先ほどちょっと話題になったもの、予算事業のレビューですけれども、そこでロジックモデルというものを試行的に作成するという取組を始めておりますので、それについて簡単に御説明させていただきますと思います。

参考資料の2でこれまでの経緯というのを御説明しようと思ったんですが、先ほど触れましたので、こちらのほうは置いておいて、参考資料の8というのを見ていただけますでしょうか。こちらのほう、原子力規制委員会の政策評価について書いてありますが、もう事前分析表の位置づけというところについてはちょっとはしよらせていただきまして、5ページ目、3ポツという、EBPMの推進というところを見ていただけますでしょうか。ここでロジックモデルの作成と書いておりますけれども、目標とか達成手段・測定指標等の因果関係の明確化に向けて、昨年度より政府全体の方針としてEBPM（証拠に基づく政策立案）というのが推進されておまして、その具体の取組の一つとして、ロジックモデルの作成というのが推奨されているところでございます。

また、行政事業レビューにおきましてもロジックモデルの活用ということで、それを活用して検証を行うなどの行政事業レビューとEBPMの連携というものも推奨されているところでございまして、3ポツ目にあるんですが、今年度より、原子力規制庁、規制委員会におきましては、行政事業レビューの有識者ヒアリングの対象となった10件、10事業について試行的にロジックモデルの作成というものを開始したところでございます。

その10事業に関して、試行的に作成したロジックモデルというのを参考資料の9というところで10枚つけさせていただいております。それぞれのページの右肩にレビュー番号というのが括弧書きで記載しているんですけども、これは先ほど御議論いただいた事前分析表の各手法の柱立ての最後に予算事業一覧を掲載しておりますけれども、その右側に記載している番号というものに対応しているというものです。例えば1枚目にあります、その原子力安全規制情報広聴・広報事業についてロジックモデルを見ますと、一番左のインプット、これは予算額になりますけれども、その予算を使って、右側のアクティビティ、

これはその予算を使ってどういった内容の事業を行っているかということですが、そして、さらに右側に移って、その事業活動の結果のアウトプットとして幾つかの数字が活動指標として出てきております。これがさらに右側にあるアウトカム、どういった成果というものの、アウトカムにつながっているかと、そして、さらに右に行って、そうしたアウトカムからどういった課題が出て、最終的に政策目標につながっていくかという、そういうロジック構成で作成しているというものです。

あと、2枚目、3枚目では、経済協力開発機構原子力機関、OECD/NEAに対する規制委員会からの分担金、拠出金の事業についてのものだとか、あと、4ページ目には検査官とか審査官を育成するための研修事業の関係、そして、5ページ～8ページでは安全研究に関する事業のロジックモデル、これは高経年化プラントとか燃料の安全規制、火山の影響等々のものがございますし、あと、最後、8ページ目、9ページ目は核物質防護規制に必要な技術知見の整備や、最後は放射能測定シリーズの冊子の改訂の事業というところでつけさせていただいております。このような取組を通じて、実施している事業の目標とか達成手段、指標などの因果関係について、我々自身が検証していくということに役立てていくということも考えているところでございます。なかなか手探りで始めている取組でございますけれども、ここでちょっと御紹介させていただくとともに、アドバイスや御意見というのがありましたらいただければと思っておりますので紹介させていただきました。

以上でございます。

○鈴木座長 いかがでしょうか。最近、ある意味では、若干流行的にこういう手法が導入されたりしているところもあると思うんですが、御意見ありましたら。

はい。

○飯塚委員 本来は、今やってることの、こういうことをやりますよというのを決めるときに、最終的にはこんなパフォーマンスなり、効果なりを狙っていて、どんな因果連鎖モデルになっているかを何となく頭に置きながら、これでいこうと決めているわけだから、それを可視化するという意味では、それぞれでいい試みだというふうに思います。もし、こういうことがあったらどうするのかということなんですけれども、狙っているところに関して、施策というものが複数あって、その同じ施策が別のを狙っているものにも効果あるなんていうような、多対多の関係になっているものについては、これを書いているときに何か障害というか、どういうふうに表現するのかなということが。

それから、因果連鎖モデルを出すときに、ある程度、半定量的といいますかね、これだ

けのことをやったらこれだけお金使って何かくつつくものだけでも、その結果出てくるパフォーマンスなりアウトプットのほうに関して、これだけの効果が見込まれるんじゃないかなというのがあるじゃないですか、その効果の大きさみたいなものですか。それは定量的だと無理なんだけれども、このぐらいあるんじゃないかなと。その結果またつながって、最終的にはという感じになるわけじゃないですか。そういうような、これをやったらこれだけ効果あることに関する半定量的な、その効果のありようみたいなものというのは、このモデルの中には何か取り込むようなおつもりがあるんだろかということなんです。実施事項を選ぶときに、どっちを選ぼうかなとか、これはあんまり効果がないなと思ったら、それはやらないかもしれないわけじゃないですか。そんなときにも使えるかなと思ってるんですけども、そういう手段と、それから結果の間の因果連鎖モデルというのは、基本的な考え方でもそれを使うときの、自分がやろうとしていることを合理的に決める手段としては非常にいいんだけど、これをどこまでどういうふうに使っていくか、どこまで発展させるつもりかという、何かお考えがあったらというふうに思いましたけど。これはどんどん進めるべきだというふうには基本的には思います。いい試みというふうに思いますけど。

○荻野次長 ちょっと感想めいたもので、また補足があればと思うんですけど、あまりできがいいとは思ってませんので、ちょっとお恥ずかしいところではあるんですけど、まずやってみようということです。やっぱり一つ狙っているのは、やっぱりアウトプットというのはわかるんだけど、アウトカムは何なのかというところの意識が、やっぱりどうしても甘くなるというところがあって、実施をしますという目標を立てて、実施しましたというアウトプットは出るんだけど、それは究極的には原子力の安全につながるとか、国民の信頼確保につながるということなんですけど、やっぱり中間項があって、何を中間項とするかというところが、やっぱりこういう視覚化する努力を日々やってないとだめなんじゃないかということがあります。そういう意味で、試みを始めたばかりですし、広報と安全研究と、それからいろんなマニュアルづくりで全然性格が違いますので、それぞれの部局にやってもらうということで、ちょっと様式もそろってませんけれども、それはそれで一つのトレーニングかなと思っています。

あと、多対多となると難しいんですけども、やっぱりこれを行政事業レビューの先生方と話していても、例えば広報をやったときの、あるいはホームページをつくったとき、あるいはツイッターをやったときの効果を何で見るのかというのは、その結論としての国

民の信頼を直接はかるという指標はないので、そうは言ってもアクセス数はわかるけれども、それだけじゃないので、じゃあアンケートをとるのか、じゃあ誰にどういうアンケートをとるのかというところで、そこに工夫の余地が出てくるので、そこでそういう中間項みたいなのを考えていくということが必要だし、今は中間項がないのなら、それは何なんだろうというところで、このロジックの穴というか、足らざる点を見つけるプロセスにはなるかなと思ってまして、それで、これで事業レビューの外部の方の意見なんかを聞くと、そのものも一つアイデアが得られるし、自分たちも考えるようなことになるなという、ちょっと直接の答えにはなっていないんですけども、そういう何と申しますかね、中間項をたくさん出して、なるべく出して、それをよりいいものにしていくと。だから、例えばアンケートをとるにしても、誰に聞くのがいいのか。規制庁がやっているいろんな、Nアラートとか、いろんな情報発信してるんですけども、じゃあ、全国民に聞くのがいいのか、あるいは特定の地域に聞くのがいいのかと。あるいは、むしろなかなか一般のメディアにアクセスできない人に聞くのがいいのかとか、という聞き方によって得られるものが違って来るし、その意味ではかられるものが違って来る、例えばということなんですけれども、そういう努力をちょっと、遅まきながらやっていきたいという、ちょっと、というふうに思っております。

○飯塚委員 何かやったときの、そのアウトプットやアウトカムが、何が出てくるかというのを考えて、それがどのくらいのレベルかってはかろうとするじゃないですか。非常に難しいわけだけでも、それは全貌を知るという無謀なことは考えないほうがいいと思って、むしろ知りたいことのある一側面をここから知るんだと。その後、いろいろ自分たちで感ずるものがあつたら、その後また調べていくんだというような感じで、我々が指標とか言ってるものは、本当に何かある側面しか見てないんだという、それで謙虚と申しますか、そのかわり見ているほうがちゃんとしていけば、見識あればちゃんと全部見られるわけじゃないですか。そのぐらいに思っていて、この指標さえよければいいんだというふうにはいかない、手段の目的がしないような形で、ある意味の活動の善し悪し、あるいはここで見られるはずだと、これが起きることになるはずだと、できていけばどうかということのことで見ていこうと、必要ならもっと調べましょうというような感じのことにされていくのがいいかなと思ってますね。普通、ビジネスをやるときには、いわゆるビジネスモデルって考えるじゃないですか。それは、どこに何をやったらどこにどんな効果が現れてどうのって、結局、価値連鎖、価値提供連鎖というか、お金のほうでどうなってくるか、ど

ういう経済的リターンがあるかなんてことを考えるわけじゃないですか。これをこういう政策というほうでは、どういう関係になってくるかということを考えるわけだから、何が起こるかわからないんですけどもね、でも、あらかじめいろいろ考えていくということは非常に重要なこと。リスクヘッジのほうにも効果があるというふうに思いますので、これやったらどんな変な人が出てきて何するかもしれないよということまで考えられますよね。こんなものを絵に描いてみる。すぐにはずっと答えは出ないと思うかもしれないけれども、ぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

○城山委員 ちょっと今、飯塚先生が言われたことの確認になるのかもしれないんですけども、要するに、今回、政策評価は制度としてあって我々はやってみていて、今回こういう行政評価レビューという文脈の中でロジックモデルの実験をしましたということで、ちょっとその二つをどういうふうにつなげていくという位置づけをされるということなのかなというのが大事なポイントかなと思いました。それで、そういう意味で言うと、多分、今の政策評価のいろんな項目というのは、恐らくこのロジックモデルのカテゴリーで言うと、ほとんどの部分がアクティビティとアウトプットの話で、アウトカムの話はないので、もちろん過度に信頼する必要はないんだけど、アウトカムができるものは実験的に、長期的に入れていくことは多分意味があるというようなことが一つの持っていていき方だと思います。もう一つは、だから仮にアクティビティ、アウトプットに焦点を当てるとしても、いろんなレベルのものがあったり、あるいはいろんな性格のものがあるので、なぜこの項目をとったのかということ、何か全体の構造の中で説明できるようにしていくということには役立つのかなと思いますので、何かそういうフィードバックがあり得ると、そういうインプリケーションなのかなというふうに伺ってて思ったんですけど、何かそういうフィードバックをさせるかということについて何か御意見あれば後でいただきたいというふうに思います。

○荻野次長 おっしゃるとおりといたしますか、基本的にアウトカムで何がアウトカムなのかというのを、もうちょっときちんと自覚しなきゃならないし、説明できなきゃならないし、それがないと、やっぱり政策評価もよりよくなるという意味で、その部分をやっぱりちょっと鍛えるというか、勉強する効果があるのではないかな。そういう意味で、行く行くはその政策評価の評価指標なんか当然、それをよりよくするために出てくるものじゃないかと思ってますけど。

○城山委員 そう考えると、過去にも議論ありましたけど、例えば一番大きい施策の固

まりは信頼の確保なので、じゃあ、信頼確保というのは、どういうふうにまさに評価されるんですかというのは、これは前も多分議論した覚えがあるんですけども、本当はそういうところにつながっていくといいわけですね。ただ、ここでも逆に言うと、その行政事業レビューでの実験なので、あくまでこれ事業のアウトカムはまだ実験なんですね。恐らくこれ、ここでやろうとする政策という評価ということになると、もうちょっと事業の束というか、パッケージのアウトカムをどう見るかという話なんで、積み上げで考えていくと、よりチャレンジングな話ですよ。だから、ちょっとそこはまたさらにギャップがある話なので、そこをどうやっていくのかというのは重要な実験だと思いますが、なかなか難しいなという感じもします。

○町委員 質問というよりは感想なんですけれども、もう本当に予算が巨額なので、どれがどういうふうに使われているかって、実は本当は、本来一番大事なところなんですけれども、だから、こういう形で見える化をすることはすごく私は大事だと思って、毎回、今回も予算が増えてた、7ページに燃料デブリの予算が増えてたのは、これなぜかななんて思って見たら、これとても大事な、これからどうやってデブリを取り出すかという実験炉の、これはでも事前の打ち合わせで杉本さんから説明を受けたのでちょっと聞かなかったの、STACYが承認されたという、そういう意味でこうやって増えてるなという、何かこんなものもこういう見える化して、もし示していただくと、多分、一般の人も、このぐらいのお金がこうやって使われることは間違いないという評価にもつながるし、本来なら全部の予算をこうしなきゃいけないことなんだと思うんです。そんな労力はちょっとね、そこに割くのが正しいのかもあれですけど、ただ、正しく使われているかを見る化することは、本当に信頼を得るためにすごくとても大事なことだと思うので、とてもこれわかりやすかったの、ぜひ、もっともっと見える化していただければというふうに思いました。

○鈴木座長 やはり行政事業レビューということですから、使ったお金に対して、それを有効に使われて、その有効の成果が出ている。そのコストパフォーマンスというときの出てくるパフォーマンスの価値を一体、行政事業レビューに関わる方々は評価できるのかというね。ただただ、流れは定量的に記述されるというのが多分ロジックモデルで、そういう意味で、頭の整理をし事業の整理をするのは、非常にこれは役に立つかもしれないけれど、先ほど、例えば信頼性の確保みたいなものをどういうふうに、金額評価できるのかなんてことになると、とてもある意味では難しいわけですね。だから、そういう意味では、

私は、実際に事業に当たる方々はそれを、このお金がこういうふうに使われた、使っているということを理解した上で、ある意味では開き直って、やっぱりそれがこういうふうにつきっきりと役に立ってるんだというね、それは定量的に金額評価できないようなところで、いろんな意味でその将来の、やっぱり人類のウェルビーイングにこういうふうにつながるんだというのは、そういう開き直りをするぐらいのことがあってもいいんじゃないかと思うんですね。それから、政策評価なんかもまさにパッケージとして、我々はそういうところを目指しているわけでしょうから、あまりまたこのロジックモデル、いろいろなEBPMというときのエビデンスなんかも、定量化できるエビデンスってほとんど、ある意味ではないかもしれない、難しいですよ。だから、そういうようなものにあんまり振り回されずに、まさに頭の整理をすると、事業の整理をするという意味では非常にこれは効果的だと思いますので有効にお使いいただいて、説明をなさったり、あるいは隣のグループと、あるいはいろいろ意見、何というんでしょうか、チェックを合ったりというのに非常に効果的だと思いますから、そこへ、そういう使い方をしていただくといいと思うんですが、あまり行政事業レビューというようなことで大変なそこにまた労力をかけると、行政コストのほうが高くなっちゃって大変じゃないかと思しますので、まあ適度に、ある意味では試行錯誤の最初の段階なのかなという気もいたしますので、よろしく願いできればと思います。

よろしいでしょうか。大体、それでは、ちょっと予定の時間、実はぴったりということになりましたが、最後は、それでは事務局のほうで、はい。

○大熊総務課長 はい。先生方もありがとうございました。非常に多岐にわたって貴重な御意見、御指摘を頂戴したと存じます。政策評価、事前分析のみならず、政策評価の内容のみならず、政策評価のあり方、あるいはEBPMの進め方含めまして、今後試行錯誤していく上で参考にぜひさせていただきたいと考えております。

今後の具体的な予定についてでございますが、本日御審議いただきました政策評価書と事前分析表につきましては、原子力規制委員会で審議をするというプロセスがございます。8月下旬に規制委員会にお諮りをすることを予定しております、本日いただきました御意見、御指摘、また個別にこの後もお気づきの点がございましたら御連絡をいただきまして、そうしたものを踏まえまして、必要な修正、改善を加えた上で、8月下旬に委員会のほうに諮りたいというふうを考えております。その結果は、またホームページにおいて公表させていただきたいと思っております。

また、本日の議事の内容につきましては、議事録を作成の上、ホームページで公表させていただきたいと、このように考えているところでございます。

事務局からの御連絡は以上でございます。

先生方、本日は本当にお忙しいところ、大変ありがとうございました。

以上